

改正水上安全条例が施行されます

現在スノーケリング業をしている方は、令和3年11月1日までに

スノーケリング業の届出が必要となります

○ 公安委員会（警察署地域課）へ届出書類を提出してください！



【届出の対象となる場合】

- ・ 水上安全条例で規定するプレジャーボート（船舶、カヌー、サップ等）を用いて海域や内水域に案内し、スノーケリングをさせている場合
（スノーケリング業の届出のほか、プレジャーボート提供事業を別に届け出る必要があります。）
- ・ 海岸等から船舶等を用いずに海域や内水域に案内し、スノーケリングをさせている場合
（いわゆる「ビーチエントリー」で、案内者がスノーケリングをするか否かを問いません。）
- ・ スノーケリングに適した場所まで案内し、案内者が海域等に入らずスノーケリングをさせている場合
（ネイチャーガイドの途中、海域や内水域でスノーケリングをさせる場合などが該当します。） など

※ 条例におけるスノーケリングは「スノーケルを使用して遊泳すること」と定義しており、一般にいうスノーケリングのほか、スキndaイビング、フリーダイビングについても、スノーケルを使用していれば届出の対象となります。

○ 令和3年5月1日から、条例の一部が適用されます！

令和3年5月1日時点で、現にスノーケリング業を営んでいる方は、令和3年11月1日までの間については、届出前であってもスノーケリング業者とみなされ、事故防止等の措置の一部（下記②③④⑥⑦）や公安委員会による指導、警察職員による立入調査等について条例が適用されます。

スノーケリング業における事故防止等の措置（要約）

- ① 事業所ごとに「スノーケリングガイド」の資格を有する者を配置すること。
※ OMSBの「スノーケリングインストラクター」、PADIの「ダイブマスター」、NAUIの「スノーケリングリーダー」などが該当
- ② スノーケリング器具が正常に機能するか事前に点検を行うこと。
- ③ 正常又は安全なスノーケリングができないおそれがある者にスノーケリングをさせないこと。
- ④ 利用者に危険が生ずるおそれがある場所でスノーケリングをさせないこと。
- ⑤ 利用者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、必要な事項を記載すること。
- ⑥ 水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- ⑦ スノーケリング上の遵守事項を定め、利用者に遵守させるよう努めること。
- ⑧ 非常事態発生時に、事業所等に緊急連絡できるような通信手段の整備に努めること。
- ⑨ 救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えるよう努めること。
- ⑩ スノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図るよう努めること。

【参考資料】

改正後の水上安全条例（スノーケリング業関係）

（事業の届出）

第13条 次に掲げる事業を営もうとする者は、事業を営もうとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業に係る設備等を設置する場所（以下「事業所」という。）の所在地

(3) 事業を営もうとする期日（一定の期間に限り事業を営もうとする者にあつては、当該期間）

(4) 事業形態及び方法

(5) 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するために採る措置の概要

（海水浴場開設者の規定の準用）※ 読み替え後の条文（要約）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業を営んではならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 事業の廃止等の命令を受けた日から起算して3年を経過しない者

(4) 事業の廃止等の命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に事業廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して3年を経過しないもの

(5) 暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの

(7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)～(6)又は(7)のいずれかに該当するもの

(8) 法人で、その役員のうち(1)～(6)までのいずれかに該当する者があるもの

（潜水業者の規定の準用）※ 読み替え後の条文

第18条 第13条第1項の規定により同項第4号の事業に係る届出をした者（以下「スノーケリング業者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

(1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、スノーケリング者（スノーケリング業者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下同じ。）を案内し、指導する者（以下「スノーケリングガイド」という。）を置くこと。

(2) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがあるスノーケリング器具をスノーケリング者に使用させないようにするとともに、スノーケリング器具をスノーケリング者に使用させるに当たっては、これが正常に機能するかどうかについて事前に点検を行うこと。

(3) スノーケリング者が酒に酔った状態その他正常なスノーケリングができない状態にあるとき、又はスノーケリング技術が未熟で安全なスノーケリングを行うことができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。

(4) スノーケリング者に危険が生ずるおそれがある場所においてスノーケリングをさせないこと。

(5) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、これに住所及び氏名その他必要な事項を記載すること。

(6) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 スノーケリング業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。

(1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。

(2) スノーケリング者に水難事故等の非常事態が発生した場合において、事業所又は案内に用いる船舶に緊急連絡することができるような通信手段を整備すること。

(3) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

(4) スノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図ること。